

令和7年度津島市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原材料価格・物価の高騰の影響を受けながらも介護保険サービスの安定的な提供を継続している介護保険サービス事業所等を支援するため、予算の範囲内で支給する津島市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 次に掲げる各号のいずれにも該当する場合、支援金の交付を受けることができる。

(1) 別表に該当する津島市内に所在する事業所等（ただし、国、都道府県又は市が運営する事業所等を除く。）を運営する法人（以下「事業者等」という。）であること。

(2) 令和7年9月1日時点において、利用者に対するサービス提供を実施していること。

(交付金額)

第3条 支援金の額は、1事業所あたり10万円とする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、津島市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書（兼請求書）（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに審査のうえ、その可否を決定し、津島市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知しなければならない。

(支援金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により、交付を決定した場合、申請者に対し、速やかに支援金を交付する。

(交付の取消等)

第7条 市長は、支援金の交付をした場合において、事業者等が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、支援金の返還を命ずることができる。

(1) 申請の取下げがあった場合。

(2) 本要綱に違反した場合

(3) 虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合

(検査等)

第8条 市長は、申請者に対し、支援金の交付対象となる事業に関して必要な指示をし、

報告を求め、又は検査することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月30日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

類型	サービス種別
通所系	通所介護
	地域密着型通所介護
	通所リハビリテーション
入所施設・居住系	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	介護医療院
	特定施設入居者生活介護
	認知症対応型共同生活介護
	短期入所生活介護、療養介護（空床型を除く）
	養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
訪問・相談系等	訪問介護
	訪問看護
	訪問入浴介護
	訪問リハビリテーション
	居宅介護支援
	福祉用具貸与、特定福祉用具販売

注1：各介護予防サービスを含むとともに、「通所介護」には介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」を、「訪問介護」には同「訪問型サービス」を、「居宅介護支援」には同「介護予防ケアマネジメント」の指定を受けたものを含む。

注2：一の事業所としてみなすもの

- ① 福祉用具貸与と特定福祉用具販売を一体的に実施する事業所
- ② 同一建物内にユニット型及びユニット型以外の施設が併設されている入所施設

注3：対象としない事業所

- ① 令和6年4月から令和7年9月分までの介護報酬請求実績がない事業所
- ② 出張所（サテライト）
- ③ 基準日時点において休止、又は令和7年度中に休止、廃止する予定の事業所

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）津島市長

津島市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書
（兼請求書）

津島市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、令和 7 年度津島市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 申請者

法人名・代表者（職・氏名）	（職・氏名）
法人住所・所在地	〒 連絡先電話番号：（ ）

2 交付対象事業所

No.	事業所名	サービス種類	事業所所在地
1			
2			
3			
4			
5			

※ 5 件を越える場合は、別添で記載

3 申請（請求）する金額

金 円

4 振込先口座

金融機関名	銀行・農協・金庫・組合		
支店名	本店・支店・支所・出張所		
種別	普通・当座	口座番号	
（フリガナ）			
口座名義			

※ 交付申請は 1 回のみです。振込口座は申請者と同一名義の口座としてください。

(別添)

2 交付対象事業所

No.	事業所名	サービス種類	事業所所在地
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

津島市長

津島市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金交付（不交付）
決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました、津島市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金については、交付（不交付）が決定しましたので、令和 7 年度津島市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱第 5 条の規定に基づき通知します。

記

交 付 決 定 額 金 円

（取扱担当 福祉部高齢介護課 長寿福祉グループ、地域包括ケアグループ
電話 0567-24-1118（直通）、0567-55-9471（直通））